

## 2010FTP コードの経過措置に関する事項

### 改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

### 改正事項

2010FTP コードの経過措置に関する事項

### 改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章においては、船舶の防火構造材料等は、決議 MSC.61(67) (旧 FTP コード) の規定による火災試験に合格したものとすることが要求されていたが、2010 年 11 月に開催された IMO 第 88 回海上安全委員会(MSC 88)において採択された SOLAS 条約第 II-2 章の改正により 2012 年 7 月 1 日以降に実施される火災試験は決議 MSC.307(87)の火災試験方法コード (2010FTP コード) の規定に従い実施するよう改められた。このため、本会は、当該条約改正に対応すべく既に規則改正を行っている。

2010FTP コードにおいては、原則として、同コードの附属書に規定される火災試験方法に従い試験を実施するよう規定されている一方で、同コードの第 8.2 規則においては、火災試験を実施する試験所が試験設備等を整備するための経過措置として同コードの発効日である 2012 年 7 月 1 日から 1 年を経過するまでの間にあつては、旧コードの規定による火災試験を実施して良い旨規定されているため、本会も、本会規則中に同様の経過措置に関する規定を設けている。

今般、2010FTP コードに規定される経過措置の終了に対応すべく、関連規定を改めた。

### 改正内容

船用材料・機器等の承認及び認定要領第 4 章 1 編において、2010FTP コードの第 8.2 規則に基づき設けていた経過措置に関する規定を削った。